
令和2年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第2日)

令和2年12月7日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年12月7日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 通告1番 横大路 政之 議員 1) 企業誘致のための企業立地促進条例の制定を
- 通告2番 大牟田 直人 議員 1) 子どもの権利を大切にする町を
2) ヤングケアラーの実態把握と支援を
3) 町歌と新宮音頭で町を元気に
- 通告3番 末吉 富美徳 議員 1) 相島海底光ケーブルがもたらすものは
2) 休日の部活運営を地域へ
- 通告4番 温水 眞 議員 1) 特定健診の受診率を上げるための施策は
-

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 通告1番 横大路 政之 議員 1) 企業誘致のための企業立地促進条例の制定を
- 通告2番 大牟田 直人 議員 1) 子どもの権利を大切にする町を
2) ヤングケアラーの実態把握と支援を
3) 町歌と新宮音頭で町を元気に
- 通告3番 末吉 富美徳 議員 1) 相島海底光ケーブルがもたらすものは
2) 休日の部活運営を地域へ
- 通告4番 温水 眞 議員 1) 特定健診の受診率を上げるための施策は
-

出席議員(11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 安武久美子君 | 2番 温水 眞君 |
| 3番 末吉富美徳君 | 4番 濱田 幸君 |
| 5番 上畝地白馬君 | 7番 大牟田直人君 |
| 8番 高木 義輔君 | 9番 北崎 和博君 |

10番 横大路政之君

11番 松井 和行君

12番 牧野真紀子君

欠席議員（1名）

6番 西 健太郎君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	阿部 宏紀君	税務課長 ……………	高橋 忠久君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	桐島 光昭君
上下水道課長 ……………	本田陽一郎君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	西田 大輔君

午前9時30分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) おはようございます。

配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、一般質問を行います。通告順に許可いたします。

通告1番、横大路政之議員。

○議員(10番 横大路 政之君) せっかく遮へい板を取りつけていただきましたので、マスクを外させていただきます。ちょっともりますね、これね。響くんですね。水族館の魚になったよ

うな気分でございますが、質問をさせていただきたいと思います。

本日は、町の制度についての質問をさせていただき予定で通告いたしておりますが、質問に先立ちまして、1点町長にお願いをいたしたいというふうに思います。今回は、新宮町の将来のあり方について質問するものでございますので、これまで私たちの先輩や先人の方々がつくってこられた、今に残されているすばらしい新宮町を今度は私たちが未来の子どもや孫の世代に残していつてあげるべき姿、これを町長と議論させていただきたいというふうに思っております。30年、50年先の未来に残す姿ですので、なかなか具体的に表現するのは難しいかと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。ちなみに、皆さんもよくご存じの第2代目になるんですかね、横大路一町長は、私の祖父と同級生でございまして竹馬の友でございました。それから、その次の森町長、それから井浦町長は、私の中学のときの小学校もそうなんですが、同級生のそれぞれお父さんです。すなわち、親から子へ、子から孫へという、その孫の世代が今の私たちの世代でございます。まさしく言葉であらわすような経緯をたどっておるわけなんですが、その先人から受け継いだ町を私たちが今度は先ほど申しましたように、残していつてあげるという立場でございますので、その視点に立って町長にお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

今回は通告書に基づいて、実は広報原稿をつくるときに注意を受けましたので通告書を朗読いたします。

企業誘致のための企業立地促進条例の制定を考えたらどうかという質問でございます。

新宮町には、三代地区や下府地区の区画整理事業をはじめ立花口地区などの開発計画が検討されており、今後さらに他地域で検討されることも考えられます。これらの計画地域の大半が、事業所用地としての土地利用を前提として説明を受けておりますが、昨今の経済情勢は今年新型コロナウイルス感染症の影響も重なって、近年例を見ない厳しさとなっており、先行きは不透明な状況にあります。土地利用を計画どおりに進めるためには、さらなる行政支援が必要であり、そのための制度設計を早期に検討すべきと考えますが、そこで、企業誘致を円滑に進めるためにも、進出企業支援策を織り込んだ企業立地促進条例等の制定をすべきと考えるが、町長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。お答えをお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) お答えいたします。

地方におけます企業誘致は、雇用の創出や経済活性化の有効策の一つとして考え、地方活性化の歴史の中で、いつの時代におきましても企業誘致は大きな注目を集めているところでございます。そのため、地方創生につなげられる企業誘致とするためには、地域特性の十分な把握と誘致する企業のニーズに精通していることが重要となってきます。ただ、企業を呼び込むのではなく、自治体が主体性を持ち戦略的に誘致していかなければ、継続的な発展を望むことができないため、

地場産業との連携を視野に入れた誘致であることや進出企業に対して有効なフォローが継続できることが、地方創生における企業誘致の成功につながるものと考えております。

さて、新宮町におきましては、三代地区及び下府地区の土地区画整理事業につきましては、現在、地権者を中心に土地区画整理事業準備組合が設立をされております。事業の推進を図るため検討がなされているところでございます。また、立花口の開発につきましても地元地権者を中心に民間開発の手法を用いた土地利用を図るため、現在、地元調整等を行っていると同っております。町といたしましては、現在、それらの土地利用の前提となる市街化区域への編入や地区計画の徹底などの都市計画に関する手続きを行っているところでございます。昨今の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありまして、消費行動の変化など不透明な部分も多い状況でございます。そのため、三代・下府の両土地区画整理準備組合では、一括業務代行方式を採用する予定にしており、この方式であれば土地区画整理組合の運営から工事保留地の処分までを業務代行者が行うこととなりますため、土地区画整理事業が安定的に実施できると考えています。また、両住民組合ともこの業務代行の予定者として、土地区画整理事業や企業誘致等にも実績のある企業を選定されているようでございます。今後も町として、両土地区画整理準備組合と協議し、協力をしながら企業の誘致に努めていきたいと考えております。

誘致の方策として現在、福岡県におきましても製造業や運送業、IT関連企業などの誘致に関しまして、福岡県企業立地促進交付金などの優遇制度を設立し、県内外の移転や新設、増設などを後押しする交付金制度がございます。

また、県内の条例制定の状況を確認してみますと、輸送環境や立地環境などの条件的に不利な自治体が条例の制定をしているところが多ございます。都市圏においては、これらの環境のよさもあり、工業団地の新規造成など、必要に応じて生成するケースが多いようでございます。また、近隣の状況で見ますと、福岡市や古賀市、篠栗町などが開発をきっかけに条例の制定をされており、内容としては主に固定資産税の課税を免除した支援方法が多いようでございます。

本町といたしましては、このような制度を導入する場合には将来的な展望を見据え、メリットやデメリットを検証するための情報を収集し研究を行っていくとともに、都市計画や用途地域に応じた進出の可能性のある企業の調査や企業に対する支援となるよう適切な方策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。それでは、今の町長の答弁にありましたように、条例制定については調査、その他必要であるということだろうというふうに思いますが、それと同時にもう一度ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、これは通告に関連はしておりますが、ちよっ

と通告書には書いておりませんが、単純なお答えで結構でございますので、ちょっとお聞きください。

新宮町の将来像を考えるにあたって、その姿、要するに理想の姿はこういうものなんだということが町長と私は考える姿と、もし考えが違っていけば、またこの質問の意味っていうのも変わっていきますので、若干聞いていただきたいんですが。新宮町っていうのは当然、ご存じのとおり平成23年の第5次総合計画がスタートとしたときから、人口予測というのは大幅にずれが生じて、予測から約5,000人ぐらい増えているわけですね。オーバーした、オーバーっていう言葉が適切かどうかわかりませんが、多くなってきました。これから町の姿をどういうふうに想定するのかということになってくると、今、第6次の総合計画が検討されておりますが、その推移、人口予測、推測の中でいくと、向こう20年間で約3万5,000人ぐらいまでいって今度またその先20年間で、3万3,000人近くまで減少するという推移が予測されとるわけですが、それに対しては私もほぼ近いものがあるんじゃないかなあと。その今の状況を鑑みると、いうふうに推測するんですが、これは確認の方法がありませんので、私たちは多分その時はいないと思いますので。そういった意味で、推測としては比較的近いんじゃないかなというふうに私は思っています。ところが、この推測のまま進むとじゃあ、将来どういうふうな姿が出てくるか。15年から多分20年ぐらいたつと、急激に新宮町って高齢化が進む時代がやってくるんじゃないかなというふうに思います。そうすると、自治体にとっては、やはり財源確保という意味で大きな課題が発生する可能性は十分考えられると。それからすると、今、計画されております事業所を中心とした土地利用を成功させることは自治体財政にとっては非常に大きな貢献をするんじゃないかなと。今、先ほど申しました今の新宮町を残していただいた先人の方々が、努力された姿に近いものが今の町長をはじめとする今の新宮町のかじ取りを担っている人たち、私も含めてそうなのかもしれませんがその成果として、そのときに多分認知していただけるんじゃないかなあというふうに思っています。

ですから、この事業所を中心とした地域開発が成功するということが、将来の新宮町の安定に、もしくはその財源確保も含めて安定につながるのではないかなというふうに私は考えているんですが、これは確認ですのでイエスノーだけで結構です。町長ちょっと認識をお返事いただきたいというふうに思います。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。今、議員さんおっしゃられますように、やはり現在の新宮町の有り様は、先人の皆さん方のやはりこういった新宮町をつくっていただいたおかげと認識をいたしております。それはやはり新宮町は以前から中心市街地がなかったということで、中心市街地整備事業をまず始めると。それとともに、やはり自然を保全をしてきていただいたと。これは一つは、

上水の水資源等がなかった面もありますけども、そういった相島また白砂青松の新宮の海岸、そして立花山、緑の立花山もしっかりと保全をしたおかげだろうと思っております。また中心市街地事業につきましては、やはり先人の前町長から、また私どもも議会にりましたがやはりこの中心市街地をしっかりとつくっていかなければいけない。これは何かと言いますと、やはり市街地におきましての人口密度が高い新宮町の中で、やはり便利性を確保していくということで、現在の新宮町があらうかと思えます。これから先、やはり企業等はしっかりと誘致をしていかなければならないわけですが、私になりまして立花口方面の農工団地等がちょっと挫折をしましたが、あそこへ新宮霊園が農工団地の競売があったときに、これを取得をされてあそこに農工団地じゃなくて墓園をつくと。墓園の公園をつくるということで、地元からもいろいろその事業を推進してほしいという話もありましたが、墓園になりますと固定資産税等がゼロになりますし、その当時、400万円ほどの固定資産税が入ってきておりましたので、私は新宮霊園に対しまして、これはやはり農工団地でちゃんとしてほしいということはずっと言い続けて、それについてはやはり新宮霊園さんも納得していただきまして、現在、企業誘致をしていただいて、ちゃんと企業があそこ4社ほど来まして、そういった固定資産税、またその隣にはムロオさんが、これは以前、県の産業廃棄物処理場用地でございましたけど、そこに新宮町の土地も、この土地はほんとに不良な土地じゃなかったかと思えますけど、これをムロオさんは、調整区域の中でも運送業としての特別な許可を持ってあったということもありまして、ここに町有地を売却し、また県が所有しておりました産業廃棄物の土地を10分の1の値段で買い上げて現在、まだそのままにしておりますけれども、将来、どういうふうにするかはこれから先の話だろうと思えますが、そういったムロオさんの固定資産税と増えて、4億円ほどの固定資産税等を確保できたと思っております。そういった中で、これから先、先ほど言いましたように三代、また下府、そして立花口の開発等を予定をいたしておりますが、これは一つ、昭和47年に計画を出しておりました新宮町の縦の線のこの計画道路、これを一緒に建設していくということもありまして、現在、これをやはり推進していかなければいけないということで、この開発計画があります。しかしながら、やはり、この自然をしっかりと守っていくとことが、これからの新宮町のやはり大事な財産でもありますし、それは意図して守っていかなければいけないと。そして、やはり現在中心市街地からこの周辺の人口密度が高い住民の皆様方ですね、住みやすいまちづくり、これをしっかりとつくっていかなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) ありがとうございます。予定していた以上にお答えいただきまして、ありがとうございます。総じて、事業所の役割については、新宮町にとってのですよ。事業所誘致、もしくは事業者の役割というのは、非常に重要であるという認識で、同じ思いであ

るということでもよろしいですかね。それを前提に質問をさせていただこうと思っているんですが、まず開発手法は別にしまして、先ほど町長ご説明いただきましたが手法は別にしまして、現時点で検討されている内容についてご説明をいただきたいと思います。まず三代地区、それから下府地区ですね。それから、将来、検討もしくは進むであろう立花口地区の計画について、概略だけちょっとご説明いただきたいと思います。どれぐらいの面積の土地に、どれぐらいの事業所を誘致しようという計画なのか。これは先ほど町長、ご説明いただきましたように一括方式というようなことで、行政としてどの程度把握されているのかちょっとわかりませんが、今の段階でわかる範囲で計画概要を、それからどれぐらいの期間、要するにいつごろその事業が着工されて進んで終結、もしくは収束の時期っていうのはいつごろを想定されているのか。概略だけで結構ですから、ご説明をお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 三代土地区画整理事業につきましては、市街化区域編入をいたしまして、開発事業としては土地区画整理事業として手法はいたします。施工面積が33.3ヘクタール、施工期間が令和3年度から7年度までを予定をされております。地権者数が132名、保留地の面積が約12万平米でございます。

次に下府土地区画整理事業でございますが、これは市街化調整区域でございますして、地区計画をしての開発になります。施工面積が大体約9ヘクタール、施工期間は、令和3年度から大体6年度までを予定、地権者数が大体50名でございます。保留地面積は大体3万7,000平米から3万9,000平米の予定でございます。

立花口流通団地計画につきましては、まだこれははっきりしていませんので、これはいいですかね。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。そうしますと、今の町長の説明によりますと、三代と下府の事業がほぼ同時期に進行していくような計画ですね。面積としても、足せば40ヘクタール以上。これが要するに事業所用地、その保留地もございましてあれとしても、広大な面積に事業所をそれだけ誘致するという事になってくると、先ほどの説明の中の一括方式というのを、要はその事業者が全部連れてくるという意味で理解していいのかわかりませんが、それが果たしてそのままの形で推移するのかわかりませんが、こういう経済情勢の中で、これを令和7年というとあつという間ですね、あと5年。6年が4年しかないです。こういう中でそれだけの事業が、果たして順調に進むのかなという危惧する部分もなきにしもあらずなんです、御存じのとおり新宮町っていうのは、過去の先ほどちらつとご説明がありましたけど民間開発の分については別にしても、土地区画整理事業は新宮町は非常に優秀な業績をた

どってきたのではないかなというふうに思います。三代夜臼区画整理事業もそうですし、今、脚光を浴びています中心市街地整備事業もそうですし、新宮町としては非常に素晴らしい結果を残してきた区画整理事業の歴史があるんじゃないかなというふうには思います。

しかし、どんな事業でもさまざまなリスクと背中合わせであることは間違いないわけですね。どんなことが起こるかわかりませんし、全国的に見てもいろんな事例が起こったのは事実ですね。私、この質問をするにあたって、いろいろとインターネットの時代ですから調べてきました。その中に区画整理再開発対策全国連絡会議という組織があるんだそうで、そこが出している書籍、これ20年ぐらい前の本なんですけどね。実際に現物を入手したいなと思いましたが、それはもう絶版になっていましてありませんのであれなんですけど、その中に破綻に直面する53事例っていう記載があるんですね。それは中身はもちろんさっき言いましたように、原本を入手しておりませんのでわかりませんが、それと現実にとれぐらいの事例に対して53事例があったのかもわかりません。ですから実態はもう全くわからないんですが、ただ、少ない例ではないですよ、53事例があるということは。結局、そういう経過をたどった事例があるという事実、これはやはりきちんと目を向けるべきじゃないかなというふうに私は思っています。公表されている事例の中には、計画されていた企業進出が予定どおり進まなかったり、保留地処分による収入を見込んでいたけれども、それが順調に予定どおり進まなかった。例えば、相場が下落したり、それから処分自体が進まなかったりというようなことで、資金繰りが悪化した事例もあるようですね。そんな中で、区画整理組合に対して融資した金融機関が、要するにこれは破綻とっていいかどうかかわかりませんが、要するに暗礁に乗り上げた事例の中に、金融機関が貸出金の返還訴訟を起こした事例があるんですね。それに対して裁判所から和解勧告が出されて、それを所管する自治体が3億5,000万円の予算、和解金の予算計上をしたという事例があるんですね。これはどこって言うのは書いてありますが、あえてここでは言いませんがそういう事例があるということをお考えすると、要するに後になって3億5,000万円補てんするぐらいなら、その3億5,000万円をその事業の成功のために使っておけばよかったということに結果的にはなるわけですね。想定はつきませんが、そういうことは言えなくもない。それから考えると、やっぱり事業に着手するからには、成功裏におさめるために最大限の努力を払う自治体の責務というのが私はあるんじゃないかなあというふうに思います。

また、これはある法律にかかわる方の意見として載っていたんですが、法的に責任の有無は別にしても、行政が組合設立や運営に積極的に関与しているような組合については、行政の助成がなされるのが適当であると。これは、例えば法的処理に携わった弁護士さんの見解なんですけどね。そういうことでさまざまな事例の中から自治体が学ぶべきことがたくさん私はあるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう中で、今の経済情勢、社会情勢、予測が難しい中で、これをどうするかっていうのは具体策としては難しいと思います。難しいと思いますが、区画整理事業におけるリスクマネジメントを考える上で、自治体の役割というのは非常に大きいものがあると思うんですね。ですから、要するに一括方式というやり方がその自治体と組合と、それから業者含めてどういう関係にあるのかっていうのは私もいまいよく理解していませんが、少なくとも自治体の持つ役割は私は大きいと思うんですね。そこで、町長が今後どのようにかかわっていかう、町としてどのようにかかわっていかうとお考えなのか、もう一度、お尋ねをしたいと思います。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。新宮町はほんとに立地も地理的にいいわけですが、平成3年から6年にかけて夜臼三代区画整理事業が行われました。このときは、ちょうどバブルの時期で事業が継続されていく中で、バブル崩壊で企業のそういった予定の計画を変更して、今のマンションが建つと、あそこなんかは商業地域でしたが、それをマンションに切り替えたという事例がございます。

それと、沖田区画整理、また緑ヶ浜区画整理につきましては、おかげさまで順調に、これも本当地権者の方々のいろんなご努力もありましたが、そういった中で。ですから、福岡県でも今議員さんおっしゃいましたように、区画整理事業の中でまだ解決していない解散にまでいけないところもあるというふうにも聞いておりますし、この事業が10数年かかって解散に組合がですね。新宮町はここ5、6年で大体区画整理事業が完成していくというようなところで、県としましても新宮町のいろんなまちづくりにつきましては、しっかりとまた見ていただいて、バックアップもしていただいているようでございまして、区画整理事業につきましてはやはり行政、公共工事、いろんな道路から、また公園用地とかいろんなこともありますので、この区画整理事業につきましては地権者の事業でございますけども、そういったまちづくりの一環でございますので、そこはやはり区画整理事業組合と行政が連携をしっかりとりながらやはり進んでいかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 先ほどから何度も繰り返し申し上げておりますけれども、子どもや孫の世代に残せる、言ってみれば、開発を計画どおりに成功裏におさめることが、素晴らしまちを残すことに結果的に私はつながるんじゃないかなあというふうに思っています。

ですから、これを要するに行政がどうかかわるのかと、町長の先ほどの答弁の、繰り返し言いますけど一括方式っていうのがどういうことなのかっていうのが僕はよくわからないんですね。要は、土地利用が計画どおりに進まなかった場合、進めばもちろんそれでいいわけですが、進まなかった場合に、それは業者が責任を持つのか、決してそうではないと思うんですね。やはり1

番、かかってくるのは地権者の皆さんに負荷がかかってくるわけですから、そのことをリスクを回避するためにもやはり行政はこれでもかこれでもかというようなかかわり方が、私はやる以上は求められるというふうに思うんですね。ですから、そのかかわり方をこれから今だったらまだ間に合いますし、結局、今かかわっておかないと大変なことになったときに手の差し伸べようがないという事態も危惧されるということになろうかというふうに思っています。先ほど町長がお答えになりました中に、福岡県の取り組み、もしくは情報提供っていうのがあったと思うんですが、ちょっと書画カメラいいですか。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(10番 横大路 政之君) 私もこの質問をするにあたって、この福岡県から出されている冊子ですね。これインターネットにも全文掲載されておるんですが、企業立地のご案内という福岡県の冊子なんですけど、この中にそれぞれの自治体の取り組みであるとかというようなものが内外に発信されておるわけですけども、その中にこれも先ほど町長の答弁もう先にされましたのであれなんですけど、条例制定をしてる自治体もあるし、それから優遇制度というものを設定しているところもあるし、それから私が1番気になったのは、この中に今現在、整備済みで要するに募集している区画エリアがたくさん載っかるとるんですね。要するに、筑豊エリア、確かに町長の答弁の中にあつたように、地理的要因で不利な地域の物件が多いです。試しに近隣でいくと、古賀市の玄望園がこの中に載っています。要は、この冊子は要するに福岡県に来てくださいという福岡県が各企業に配布するための資料だろうというふうに思うんですが、これをその情報として新宮町にこういう開発計画がありますよと、この開発エリアにぜひ企業として来てください、誘致をするための情報っていうのは、事業代行業者が発信する情報だけなんですかね。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員(10番 横大路 政之君) 結局、そこが要は、計画どおり進むか否かという不安材料、私を持っている不安材料の一つなんですね。ですから、やはり例えば、応募者殺到して抽せんになりましたって、これ理想ですよ。こういう姿をやはり抽せんまでは別にしても、そういう姿を描く政策を私はとるべきじゃないかなというふうに思っておるんですが、これからの取り組む姿勢、町として姿勢についてやはりこの質問を機にもう一度、要するに地権者、業者任せっていうのは言葉悪いですね。大変失礼しました。行政としても積極的に指導、かかわりを持っているわけですから、それ以上に行政がもっともっと力を注ぐ必要があるんじゃないかなあというふうに思っています。

なおかつ、例えばこっから先ちょっと余談になりますけど。昨日、一昨日、「はやぶさ2」っていうのが、遠路遙々帰ってきましたね。これは実はちょっと私も若干ですけど、興味があつたのであれしたんですけど、6年間で52億キロ飛行したんだそうですね。ところが、この52

億キロを飛行した定義っていうのは、太陽を原点に置いた座標系で求めると52億キロになると、さっぱりわかりません。自動車で52億キロ走行したのとは、全く意味が違うんだそうです。その間同じ6年間で地球は、56億キロを移動したことになるんだそうです。なおかつ、わかりません。

要は、さっぱりわからんということを書いたかったわけですが、それと同じように、今現在のその事業について私は計画自体はもちろんわかっていますよ。要するに、事業所開発をしてこういうふう。でも、それが確実に終結点にたどり着くのかというのはわからないという意味で申し上げておるんですが、例えがちょっとよくなかったかもしれませんが、要するにより理解が得られるような取り組み方っていうことをぜひやっていただきたいなというふうに思っています。町長、どうですか。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) そもそも区画整理事業っていうのは、地権者の減歩によって事業費が捻出されると。そこに協力業者、先ほど言いましたそういう大手の業者が入って事業が進められるわけですが、夜臼三代区画整理事業のときの減歩率が大体30パーセントから40パーセントでございました。現在、60パーセントを超えるような減歩率という中で地権者の方々もまちづくりに協力をしようということで、今やっていただいておりますが、これをやはり減歩率が少しでも下がるような公共的にできる援助、それはやはりしっかりと考えていかなければいけないのかなと思いますし、また、トヨタ自動車九州が宮若市に進出した事と人工島が完成した。そういったことで、その時代から各企業から新宮町に進出の問い合わせがあつてきておりました。しかし、新宮町にそういった広大な提供する土地がなかったというようなことで、どうしても断らざるをえないような状況でございました。

しかしながら現在、コロナ禍でございます。このコロナ禍の中で企業の状態がこれからどういうふうになるかっていうのは、ちょっとまだ予測もつきませんが、そういったこともしっかりと考えながら、やはり区画整理事業に対する、行政としての支援、そういったこともしっかりと、またこれにつきましては議会の皆様方のいろんな承認も得ながら進めていかなければいけないんじゃないかなと思っておりますし、そういった気持ちでしっかりと頑張っていきたいと思っております。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) それでは、もうこれを最後にします。条例制定という提案の仕方をしましたけども、これは一つの手法でございまして、要するに開発、今回の事業所による土地利用を中心にした開発行為っていうのを成功させる、成功させるためには、成功させないかんと。こういう視点で取り組んでいただきたいという意味で、私は条例制定という書き方をしたん

ですが、例えばいろんな支援の仕方があるかと思うんですね。例えば、これもあるところで見つけたんですが、八女市は東京都内で企業誘致のための説明会をやったんだそうです。そうすると、80社127人が都内で集まってこられたというような事例があります。それから、例えば特定の業種、産業に限定したような土地利用の仕方、エリア的にですね。1番典型的な例は、アメリカのシリコンバレーみたいな考え方ですね。こういったこともあろうかと思えます。ですから、何が有効なのかっていうのは私もわかりません。

これも全部すべて例えですから、あくまでも要するに目的は、せっかく計画された開発行為が成功裏におさまる、それがひいては新宮町の将来のためになるということが私のこの質問の趣旨でございますので、その辺をご理解いただいて、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。最後に町長、一言だけお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 今、いい提案をしていただきましたが、ふるさと納税制度ができて、これをやはり関東のほうにもPRせないかんというようなこともありまして、平成28年でしたかね。J:COMの東京のスタジオで、ちょうど新宮町の1時間番組をさせていただきまして、ふるさと納税に対する一つのそれもありましたが、新宮町の観光、また町を宣伝するために東京のスカイツリーの5階のスタジオで1時間番組をやらせていただきました。それからおかげさまで、東京のほうからしっかりと寄附がまいって、そういった中で、現在もリピーターが寄附をいただいている状況でございます。これで、また近いうちにそういった企画をもう1回やって、東京に行ってやはりまた、それにはやはり今、議員さんおっしゃるようなそういった企業、新宮町の姿を関東のほうの方々に、やはり宣伝や啓発をしながらやっていけたらいいなど。一応、担当課にはちょっともう1回やろうというような話はしておりますので、しっかり企画して進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長(牧野 真紀子君) 通告2番、大牟田直人議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 私もせっかくですので、マスクを外させていただきます。

7番議員の大牟田です。

まず最初に、子どもの権利を大切にすることを質問させていただきます。

子どもは一人の人間としてかけがえのない存在であり、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。町民全体が、この権利を学び考えていくことにより、自分の権利だけでなく、他人の権利も大切に、お互いの権利を尊重し合うことにつながり、子どもだけでなく、町民全体の幸せにつながると感じます。そこで次のことを伺います。「子どもの権利条約」や子どもの権利に関する、町民、教職員、子どもたちに対する啓発や教育の現状を教えてください。2つ目です。「子どもの権利条例」名前はいろいろあるんですが、子どもの権利に関する条例で

すね。を独自に制定している自治体がありますが、町でも制定できないでしょうか、見解をお伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。お答えいたします。まず初めに子どもの権利条約でございますが、児童の権利に関する条約の通称といたしまして、子どもの権利条約や子どもの権利に関する条約とも言われており、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約となっております。また18歳未満の人たちを子どもとして定義し、世界のすべての子どもたちに自ら権利を持つ主体であることを約束されたものでございます。子どもの権利条約には全部で54の条文がありますが、大きく分けると生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つに分けられ、子どもを取り巻く課題に対しまして、国際社会が一丸となって取り組む原動力にもなっており、人権条約としても世界で広く受け入れられております。

本町におきましても、子どもは1人の人間として尊重され、安心して生活する権利を持ち、最大限に子どもの人権が尊重されなければならないものとして認識をしております。第5次総合計画や新宮町人権教育啓発基本指針におきまして、人権の教育や啓発については重要な位置づけを行っております。特に、新宮町人権教育啓発基本指針では、子どもの人権を守るために必要な個別の事業や施策を同実施計画に基づいて推進をしております。

そこで、1番目のご質問でございますが、子どもの権利に関する啓発や教育の現状でございますが、子どもの人権に関する具体的な取り組みといたしましては、家庭や地域を対象とした人権学習会や地域の指導者的立場の方々に対する指導者学習会などを通じまして、子どもの人権に関する学習会を実施しております。

また啓発では、広報誌等を活用したみんなの人権コーナーの連載や町内小・中学校の人権作文の掲載などの効果的な啓発に加え、多くの方々が三月間町民のつどいや人権フェスティバルにおいて、子どもの人権や権利に関するパネルを展示しております。

今後も引き続き、広く町民の皆様のご理解が深まるよう、人権教育や啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

なお、教育現場における現状につきましては、教育長のほうから答弁させます。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。それでは引き続きお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃる子どもの権利を大切にということは、本当に心から願うところでございます。子どもの権利につきましては、今町長も答弁の中でお答えさせていただいておりますけども、改めて申し上げますと、これは子どもの最善の利益を実現するための権利ということ、また、社会に出ていくために十分な力をまだ身につけていない、いわゆる弱い立場にある子どもには、一人

の人間として尊重される中で、その良さですとか可能性を発揮したり、自分が尊重されるのと同じように他者を尊重することができるような人格を形成していく権利があるというふうにも捉えることができます。

とにかく学校では、この条約に示された子どもの権利の趣旨を生かした教育のさらなる充実を図っていかなければならないというふうに思っておりますし、当然このことを踏まえて、人権が尊重される教育の場としての学校づくりを、各学校経営の基盤に日々教育活動に取り組んでいるところでございます。

啓発や教育の現状についてでございますが、子どもの権利条約における4つの原則、命を守られ成長できること、子どもにとって最もよいこと、意見を表明し参加できること、差別のないことは、各学校の全教育活動において常に大切にしていることであり、いじめの問題をはじめ、生徒指導上の課題ですとか、あるいは教職員の指導の改善、充実に関すること、また家庭地域との相互理解に関することなど、それぞれの課題解決に向けて丁寧に取り組むこと、そのことが子どもの権利条約の趣旨を生かした教育であり、その実践が啓発にもつながるというふうに捉えております。

また小中学校の図書室には、人権の世界地図ですとか、シリーズ子どもの権利3部作など、人権について正しく理解するための図書資料も備えておりますし、中学校においては社会科の公民分野におきまして、子どもの権利条約について学習するほか、子ども六法を各教室において、そういった学習を実施するなど、あらゆる機会をとらえて人権について子ども自ら考える時間も設定しているところでございます。

教職員につきましては、人権感覚を磨くということを大前提にしまして、それぞれ研修に取り組んでおりますし、教育委員会といたしましては、特に新宮町に新たに赴任された先生方を対象に、毎年4月の早い時期に、新転任教職員の人権研修会を開催しております。その中で、子どもの人権に関する内容の中では、もちろん子どもの権利条約についても取り上げ研修を深めているところでございます。また、各学校で行っている人権研修においては、子どもの人権、また虐待やさまざまな子どもの人権課題についてなどあり、子どもが安心して学べる環境づくりに努めているというところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 続いて、町長。

○町長(長崎 武利君) 2番目のご質問の子どもの権利条例を町でも制定できないかの質問でございますが、日本においても子どもの権利条約を批准したことで、少しずつよい影響が生まれており、各自治体レベルで子どもの権利を尊重しようという意識があらわれ、子どもの権利条約を参考にしながら、それぞれ独自の条例をつくり、それぞれの地域に合った形で浸透させようとする動きがっております。2000年に制定されました神奈川県川崎市を皮切りに、市町村で条例

の制定がなされており、近隣の自治体では、2006年12月に志免町において、子どもの権利条例が制定をされました。2012年3月には宗像市において、宗像市子ども基本条例が制定されているところでございます。

本町におきましては、平成20年に策定をいたしました新宮町人権教育啓発基本指針の方針に基づく人権行政を推進してきましたが、社会情勢が変化する中、国際化や情報化の進展などを背景にSNS上の人権侵害などの新たな人権課題が顕在化し、国においても個別の人権問題の解決に向けた法の整備が進められてきたことから、法令等の理念を踏まえまして、平成8年に制定しました新宮町差別をなくし人権を守る条例を今年の3月に改正したところでございます。また、条例の改正にあわせまして、来年度からスタートいたします第6次総合計画においても、第5次の理念を継承しつつ、すべての行政施策において、人権への配慮を重要な視点としてとらえているため、新宮町人権教育啓発基本指針につきましても、新たな課題に対応できるように見直しを行っているところでございます。その基本指針においても、子どもの人権を分野別施策の一つの柱として個別に位置づけ、施策の基本的な方向性を示しておりますので、まずは、総合計画や人権教育啓発基本指針に基づいた個別計画の中で、実践した取り組みを行っていきたいと考えており、今のところ条例の制定までは考えておりません。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 子どもの権利条約の理念をもとに、各教育活動とか町の活動、人権教育をされているということが、今のお話でよくわかりました。

今、コミュニティの時代というか、コミュニティで支え合って、町中みんなが幸せになっていくっていうそういう時代に入ってきたかなと思っています。ちょっと前までは、個の時代とか言われたんですけど、今コミュニティで支え合って、みんなが幸せなまちをつくっていくという、そういう時代かなと思っています。その時に、困ったときは支えてもらう。困っている人を支えるっていうお互いのそういう思いが必要かなと思うんですよ。自分がなかなか支えてもらうのに躊躇する人ってとても多くて、その支え合っているところの土台になるのは何かというと自分にはこういう権利があるとか、自分は何か町で守られているっていうそういう感覚かなと思います。そういう感覚が育つことによって、困ったときは助けてもらえるし、困っている人には助けることができると思います。そのときに、子どもの権利条約、これを子どもの時に子どもが学ぶ、子どもの権利条約の内容を踏まえて、教育をするというのももちろん大事なんですけど、それプラス、子どもの権利条約を子どもが小さいときから子どもが学んで、私たちはこういう権利があって、こういう世の中にも支えられているんだっていう社会に守られているんだっていう安心感、そして、何か知らない自信というか、そういうものが育つんじゃないかなと思います。ちょっと書画カメラをお願いします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(7番 大牟田 直人君) 先ほど町長もおっしゃられていたんですが、子どもの権利条約4つの原則として、命を守られ、成長できること、すべての子どもが命を守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばし成長できるよう医療、教育、生活への支援を受けることが保障されますということですね。それと、子どもにとって最もよいこと、子どもにかかわることが行われるときは、子どもにとって最もよいことを第1に考えます。意見を表明し参加できること。子どもは自分に関係のある事項について自由に意見をあらわすことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すると、考慮しますということですね。差別のないこと、すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

そして、先ほど言われた4つの権利、大きくは4つの権利ということ町長もおっしゃられたんですけど、子どもにはどんな権利があるのっていうことで、生きる権利、すべての子どもの命が守られること。育つ権利、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。守られる権利、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。参加する権利、自由に参加を表したり、団体をつくったりできること。こういう権利が子どもにはあるという、それを子ども権利条約でうたっています。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員(7番 大牟田 直人君) こういう権利があるんだっていうことを子どもたちが小さいとき、小学校の低学年の時ぐらいから、時より学ぶっていうことは、子どもたちが先ほども言ったように社会に守られているという感覚とか、根拠のない自信というか、そういうのを身につけるために大事だと思います。その子どもたちが大人になった時にまた、みんなで支え合う世の中をつかっていく担い手となってくれるんじゃないかなと思います。そういう意味でも子どもの権利条約、こういう権利があるんだよっていうことを子どもが学ぶことが大切なことだとは思いますが、それについて見解を町長お伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 新宮町は、私は心豊かで思いやりのある町民性がある、町民の方が多いというふうに感謝を常にいたしておるところでございます。そういったことで、昨日行われました人権フェスティバルにおきましてもやはり関係者、皆さんやはり参加されてやはりこの人権、いろんな支え合ってやはりいかなければいけないということ、そういった心情を持たれておる。これは今、本当に学校教育、先生方もそうですが職員、そして住民のいろんな役をしていただいている方々がそういった気持ちで、今、新宮町のまちづくりに参加をしていただいております。そういったところで、今、やはり子育てにおいては新宮町はしっかりとされておるといような評

価をいただいて、今、若い世代の方々が新宮町に転入していただいて、やはり新宮町のまちづくりの中でよかったというような、そういった評価もいただいているようで、以前はちょっと前におったところはこうあったとか、いろんな話も聞いておりましたが、最近はそういった話が聞けないようになって、私は本当にありがたいですね。やはり先ほど言いましたように、心豊かで思いやりのあるやはり町民性、こういったところが、やはりまちづくりの1番大事なところではないかなあと考えておりますので、以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 今質問したのは、子どもが、子どもの権利を守ることが子どもにとって、安心感だとか、社会に守られている感覚だとか、根拠のない自信だとかそういうものを身につけることにつながって、その子どもたちが大人になったときに、支え合うまちづくりの担い手となるんじゃないかというその子どもに人権を教育することが、そういうことにつながるんじゃないかということについてどう思いますかっていう質問です。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) そうですね、子どもが安心して生活できる。やはり土壌づくりは、先ほど言いましたようなやはり大人がそういった姿勢をちゃんと持って、やはり私は新宮町の町民性があるというふうに思っております。ただ、権利もあります、私は以前、保護司もしたことがあるんですけど、権利の主張ばかりでもいけない。やはり人間は義務もやはり果たさなければいけないというところを両方をしっかりと教育していく。これがやはり大事な、ただ権利ばかりを言うとそのまま大人になるとやはり権利の主張ばかりになるんじゃないかと。やはり義務っていうこともしっかり教えていくということが大事なことやないかなと。そんなことも考え合わせて、今、答弁とさせていただきます。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。関連して、またお答えさせていただきますけれども、今言われますように確かに子どもたち自身がこの子どもの権利条約について知る、理解するということが、とても大事だというふうに思うんですけども、ただ単に知識として理解するというよりも自分の体験とつなげて、ここの権利条約のここ言っているのはこのことなんだなというところでの理解を求めたいというふうに考えます。そういった意味で、小学校の6年生で社会科で学びますし、中学校も公民の分野で学ぶと。また、小学校の1年生も先ほど申しましたように、人権が尊重される教育の場としての学校と、ここのところをしっかりと踏まえた上で、各学校取り組みしていただいておりますので、入学した後、その時期から既に子どもの権利というよりも友達と仲よくするということですか、自分も人からも人もみんな大切にされる存在であるというようなところをあらゆる教育活動を通して、学び、学び合っているという状況ですので、その積み重ねをしな

がら体験を通してまた新たに高学年になったときに、そういう権利について学ぶと、そこでつながっていくのではないかなというふうに考えているところです。

あわせてまた小学校では毎年、人権の花を育てておりますけども、種から芽が出てどんどん大きな立派なひまわりの花が咲くと。それから、また種を飛ばして広げていく。ああいった体験等取り組みを通して、そういった体験を通してやっぱり人権ってということに対して、子どもたちはしっかり学ぶことができますし、学校には学ぶ場がたくさんある、そういった場、あるいは時期を逃さないようにして、しっかり今取り組みを進めているというところでございます。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 子どもたちの人権についてしっかり小学校1年生から取り組んでいるという話だったと思います。

この質問をしようと思ったきっかけが、10月ぐらいに報道されたんですけど、コロナで解雇された女性が食べ物を下さいと言って、路上生活の末にその宝石店を恐喝未遂で逮捕されたという事件があって、この人は助けてが言えなかったんですよ。助けてが言えなくて、逮捕されたという事件がありました。それを見て、助けてって言えるためにはどうしたらいいのかなとちょっと考えました、いろいろですね。窓口がわかりやすかったらいいのかなとか思ったんですけど。助けてが言えるためには、助けてを言っているんだっていう、子どもの時からの積み重ねかなと思いました。そう考えたときに、何か子どもの人権ってすごく大事な、子どもたちが知ることってすごく大事なと思って、子どもの人権をしっかり守るっていうか、伝える町になっただけできだろかなとちょっと思いました。それで、この質問をさせていただきました。

ほんとに子どもたちにそういう多分苦しんでいるとか、悩んでいる子どももいるかもしれないなど思っているんですよ。その言いたいことが言えなくて、助けてが言えなくて悩んでいる子どももいるかもしれないなど思っているんで、そういう子たちにそういう言っているんだよと、助けてって言っているんだよっていうことを伝える手段として、子どもの人権を伝えていくというのはすごく大事なことじゃないのかなと思っています。

それを伝えるためには、この町が子どもの人権に対して、真摯に取り組んでいる町だということ子どもたちにも大人にも伝えるためには、子どもの権利に関する条例をつくって、子どもたちにしっかり向き合っている町ですよっていうのを伝えることによって、子どもたちも自信を持つし、大人も人権を大事にする町で育てているんだっていう、困ったときは支えてもらえる、支え合えるっていう意識になるんじゃないかなと、その条例をつくることによってそうやっていくんじゃないかなと思うんですが、それに関して見解をお伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、町長。

○町長(長崎 武利君) 現在つくってあるところも、理念条例みたいになって、常にそういった条

例に基づいて、啓発活動等をやっていかなければいけないんじゃないかと。今、新宮町では先ほど言いましたように、人権に対する全般的な中で、子どものそういった権利、それも含めて推進しておりますので、その中で、なお今言われましたような子どもに対する権利条約をしっかりと4つの条約の啓発を強めていければというふうに考えております。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) ぜひ子どもたちには、子どもたちが権利があるんだということを、子どもたちが知ることによって救われる子どもたちもきっといるんじゃないかなと思います。ぜひその啓発をお願いしたいと思います。

では、次の質問にいきます。

ヤングケアラーの実態把握と支援をという質問させていただきます。

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、兄弟姉妹などの介護や世話をしている18歳未満のヤングケアラーの問題が近年指摘されています。町として実態を把握し、必要な支援を行う必要があると考えます。そこで、次のことを伺います。町でのヤングケアラーの実態を教えてください。2番目、ヤングケアラーが相談できる窓口にはどのような窓口があるか、教えてください。3番目、ヤングケアラーに対して町が行うことのできる支援はどのような支援があるでしょうか。以上、お伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。1番目の町でのヤングケアラーの実態はというご質問にお答えをいたします。

国が平成30年度に行いました子ども・子育て支援推進調査研究事業によります実態調査では、ヤングケアラーの4割以上が1日平均5時間以上、介護や世話をっており、またヤングケアラーの3割以上が学校にあまり行けていない、休みがちといった状況にあるとされております。

また、10月には福岡県から要保護児童対策地区協議会におけますヤングケアラーに係る現状把握の調査があっております。医師会など関係する団体で構成された要対協で把握を、要保護児童対策地域協議会を要対協と省略をさせていただきたいと思いますが、把握しているケースの中では、実態としてとらえることが非常に難しいために、民生児童委員や地域福祉委員、またスクールソーシャルワーカーなど、地域や関係機関からの情報をもとに実態をし、要対協とその下部組織であるケース会議に置いて、互いの情報を共有し合い対応をしていかなければならないと考えておりますので、今後、ヤングケアラーの早期発見と支援についての体制整備に努めてまいりたいと思います。

2番目のヤングケアラーが相談できる窓口はというご質問でございますが、現在は要対協の窓口であります子育て支援課が、実態把握を行い、県への報告を行っている状況ではございますが、

相談ケースによって状況が異なるために専門的な窓口を設置するのではなく、役場の関係各課はもとより、学校や病院、地域、行政などのさまざまな機関との連携を図りながら、必要に応じたサポートができる力を高めまして、相互に連携のとれたネットワークを構築をいたしまして、ケースに応じた担当部署において対応してまいりたいと考えております。

なお、教育現場での実態相談窓口につきましては、教育長のほうから回答をさせたいと思いません。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。失礼いたします。このヤングケアラーの問題ですけれども、これは将来を担う18歳未満の子どもが当事者となっているという深刻な社会問題であるというふうに考えますし、これは埼玉県が7月から9月に、いわゆる県内の国公立、それから私立に通うすべての高校2年生を対象に実施した調査によりますと、約25人に1人がヤングケアラーであるということが公表され、私どももちょっと驚いております。また、厚生労働省のほうではヤングケアラーに関しまして、全国の教育現場を対象にした初のいわゆる実態調査を12月にも始めるという方針が示されておまして、詳しい調査方法等は今、文科省と調整中ということでございました。本年度中に、調査結果がまとめられて、相談しやすい環境ですとか、負担軽減などの支援策が検討されるのではないかなというふうに思っておりますので、私どももしっかりと参考にさせていただきたいというふうに思っております。

本町においては、定義されるような、いわゆる明らかにヤングケアラーではないかと思われるような実態につきましては非常に判断が困難なことでもありまして、具体的にお答えできる状況ではございませんけれども、欠席が連続して3日以上続く児童生徒の欠席理由を確実に把握することですとか、あるいは休みがちな子どもたちにつきましても、家庭訪問等による状況の把握、その過程でヤングケアラーをはじめさまざまな問題がうかがわれる際には、ケース会議ですとかあるいは教育相談等によりまして、子どもたちの心や身体の不調を早期に発見すると、また早期に対応するというように努めているところでございます。

またスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて子育て支援課等関係する部署との連携、また情報共有によりまして、適切な支援体制での対応ができるようにしておりますし、そのことがヤングケアラーを含め児童生徒の健全な成長を阻む実態の把握や改善につながるのではないかなというふうに考えております。

相談窓口について、引き続きお答えいたします。これまでの実態調査によりますと、子ども自身がヤングケアラーであると認識していることが少ないということが言われております。ですので、日ごろから相談しやすい環境づくりや関係づくり、また、学校と教育委員会との情報共有、これは欠かせないというふうに考えておりますし、現在も取り組んでいるところでございます。

また、学校では、すべての児童生徒が気軽に相談できる窓口として、各学校心の教室を設置しておりますし、相談員の先生がその対応にあたっております。また保健室も相談機能を備えておまして、養護教諭をはじめ関係する職員がカウンセリングマインドを持って対応できるようにしております。また、これも各学校で取り組んでいることですが、毎月生活アンケートを実施しておりますし、全児童対象にした教育相談、面談等も子どもたちの困り感をとらえる貴重な場、手だてとなっているところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。3番目のヤングケアラーに対して町が行うことができる支援はという質問にお答えします。

若いころから家族の世話をすること自体が問題であるとは思っておりません。ただ、学校に行くことができないなど、家庭環境によって子どもが持つ可能性が狭められてしまうことがあれば、支援の手を差し伸べる必要があると思っております。その上で、ヤングケアラーの家族に要介護者等がいる場合においては、その介護や世話等の実態を踏まえ、家事の援助や介護、障がい者福祉サービスなど、適切な支援につなげていくことになろうかと思っております。まずはケアを担っている子どもたちが、相談しやすい環境づくりやケアを担っている子どもたちとその家族が、適切なサービスを受けられるようにしていくことが必要と思われまます。

本町といたしましても、その状況に適した支援を行うことができるよう、福祉や教育といった領域において、地域や学校などの関係機関と連携を図りながら、早期発見、早期対応に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) ヤングケアラーの困っている、ヤングケアラーでも困っていない子もいるかもしれないんですけど、困っている子と支援を必要としている子たちの早期発見、早期支援につなげるっていう話をさせていただいたと思います。

先ほどお話がありましたけど、埼玉県調査でヤングケアラーと思われるのが25人に1人っていう、高校2年生で。とっても衝撃的な人数だなと思いました。これから、超高齢社会を日本は迎えてきますので、これからそのヤングケアラーっていう人たちは、増えることがあっても減ることはないんじゃないかなと思っています。今、何ができるとかいうことはなかなか難しいかもしれないんですが、そういう人たちがいるということを経験して、どういう支援ができるかというのを考えていくっていうことが必要、町民も含めてだと思います。先ほども言ったように、今コミュニティの時代、地域でみんなで支えてみんなが幸せになるっていう時代じゃないかなと思います。なので、そういうヤングケアラーという人たちがいるということを経験して、いろんな場面場面で踏まえて、各課いろんなことがあると思いますが、場面場面でヤングケアラーの

人はこういうとき大変だよねということを中心にとめてじゃないですけど、そういうことを考えて今からいろいろやっていくことが必要じゃないかなと思います。それについて一言、見解をお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 今言われたように、これは少なくなることはなかろうかと思います。やはり多くこういう時代に入ってきて、そういった子どもたちが、ただ小中学生は身近におりますのでわかりますけど、今、高校生、埼玉県は高校2年生を対象にした。ですから、25人に1人というようなことであろうかと思いますが、特にそういった18歳未満の対象者ですから、高校生また高校にいない人もおりますので、そういった方たちのこと、今、何て言いますか、さっき答弁しましたが、今大体、両親が共に働いている家庭が多ございます。それで子どもたちが5、6人いらっしゃる家庭も多いわけですが、そこにはやはり1番上の子どもが下の子どもを見て、ご両親がいない時は見て、これははたして苦になっているかどうかという、そういったところがやはりあるかと思いますが、それはやはり昔もそういった時代があって、やはり昔は兄弟が多ございましたので、ほとんどそういった状況で育ててきて、やはりそういったまた兄弟の絆が強くなったってようなこともありますし、ただほんとにヤングケアラーっていう本当に困った子どもたち、これをやはりしっかりとやはり発掘、発掘というのはおかしいですけど、見つけてやはり支援の輪をやはり差し伸べていくべきじゃないかなと思っています。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 今後、ヤングケアラーに対するいろんな場面で支援をとという話だったと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。

町歌と新宮音頭で町を元気にという質問をさせていただきます。

新宮町合併60周年記念事業をきっかけに、新宮音頭は中学校の体育会や地域の夏祭り、まつり新宮でたくさんの方が踊っており、町を元気にすることにつながっているんじゃないかなと思っています。一方、町歌はあまり歌われておらず、町歌があることを知らない町民も多くいます。町民みんなが町歌を歌うことができれば、さまざまな場面で町民の一体感が増すと考えます。そこで次のことを伺います。小中学校の行事や町のイベントなどで、町歌を歌う機会を増やすことはできないでしょうか。町歌や新宮音頭を町のホームページなどで紹介できないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) お答えいたします。町歌の歌詞は、昭和40年4月に募集をし、応募作品の中から本町夜白1区にお住まいの鳥居信久氏の作品が選ばれまして、作曲は糟屋郡宇美町の八

波正武氏に依頼をし、昭和40年10月に発表されております。また、新宮音頭につきましては、糟屋郡民体育大会が昭和55年に本町で開かれたのを機につくられたものでございます。以前から、題名がよく似た町商工会の新宮町音頭、作詞が藤田七衛門さん下府在住でありましたが、商工会の了解を得て、新宮音頭を新たに作詞、作曲をし、吹きこみを東芝レコードに依頼をして、同年8月に完成をしております。このとき、町歌もレコード化し、昭和55年8月9日新宮町町歌、新宮音頭発表会が行われております。これは町誌によります。

議員ご指摘のように、新宮音頭につきましては、私は新しい転入者が多なりまして、やはりこの新宮音頭の歌詞が非常にいいし、これを何とか一時ずっとまだ婦人会、女性部って言うていましたけど、あったときは踊ってあったんですけど今、女性部等がなくなったもんですから、これを何か常に復活したいなというような気がありましたもんですから、ちょうど新宮町合併60周年の年に、博多どんたく港まつりのパレードに参加をいたしました。新宮音頭を流し踊りながら練り歩くという企画を立てまして、役場の職員や町内の各種団体の協力を得て、練習を重ねましてどんたくに参加するとともに、練習風景を含めましたYouTubeで情報発信を行いました。このことが、新宮音頭とその踊りの知名度を上げることになったと思っております。

一方、町歌に関しましては、ご指摘のとおりあまり知られていないようでございます。そこで1番目のご質問の小中学校の行事や町のイベントなどで町歌を歌う機会を増やすことはできないかというご質問でございますが、小中学校の行事におきましては、それぞれの学校に校歌がありますので、行事等ではそのことが優先されますが、確かに町歌を知らない子どもたちがほとんどであると思っております。まずは、ふるさとへの愛着を深めるという意味におきまして、新宮町歌の歌詞に込められた情景や明るい曲想を子どもたちなりにとらえ、心に感じてほしいという思いでございます。また、町では庁舎において、毎朝8時15分に町歌を流しております。賀詞交換会では、参加された皆様とともに町歌をうたっております。その他の町のイベントなどにおきましても、機会があれば町歌を流す、歌うことを検討していきたいと思っております。

2番目のご質問の、町歌や新宮音頭を町のホームページなどで紹介できないかというご質問でございますが、ご質問にもありますように、町民の一体感が増すという目的を効果的に達成するための紹介、情報発信の方法があれば、可能と考えておりますが、今現在、コロナ禍においてその具体的な方法に至っていない状況でございます。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 今後、町歌を流し紹介することを検討したいということをおっしゃられたと思います。ぜひお願いしたいと思います。

町歌、市歌ってある自治体っていっぱいあると思うんですけども、すごくみんなが知っているっていうのが横浜市ってみんなが知っている。7割、8割歌えるということで、町民のですね。

小学校で習うっていうことですね。習って、イベントごとで歌う。Y o u T u b eで横浜市歌と検索すると、何とかバージョンみたいなのがいっぱいあがっていたり、横浜Fマリノスの応援で使われたり、横浜DNAベースターズで使われたりとすごく市民に愛されている市歌になっています。横浜市のホームページにしてみると、市歌についてあがっています。どういうことがあがっているかという、市歌の経緯、新宮町の町誌に書いてあります町歌と経緯みたいなのが、ああいう内容だと思います。ああいう内容があがっています。それと歌詞ですね。歌詞があがっています。あとは、音源があがっています。音源で聞くことができます。楽譜もあがっています、楽譜ですね。それとピアノ伴奏とかの手引きとかもあがっているんですけど、あがっています。横浜市ですね、あとはCDの貸し出しとかをやられています。この中でできる範囲ですね、新宮町で言ったら、町歌の歴史っていうか、こういう経緯でつくりましたという内容で歌詞と聞くという音源をあげるっていうことはできるのかなと思います。あと楽譜ですね。新宮音頭についても同様なんですけど、新宮音頭はY o u T u b eにあがっていますけど、ホームページからリンクされてないんですよ、新宮町の。だから、そういうことをリンクすることによって、その町歌とか新宮音頭とかの認識が広がって、ともすれば、歌ってみた動画とか、踊ってみた動画とかがあがってきたり、そういう町民の盛り上がりにもつながるんじゃないかなと思うんですが、それについて見解をお伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 先ほど言いましたように、新宮音頭につきましては、そういったことで発表させていただいて、現在おかげさまで学校教育、小中学校で体育祭のときに、この新宮音頭を歌って踊っていただいて、そのおかげをもちまして、今、各地域での夏祭りの時にやはり前は女性部がリードして踊っていましたが、今は中学生の女性が浴衣を着てその地域で踊っていただいておりますということが、私は本当に感激をしておるわけですが、これがやはり子どもたちがそういったことで踊るっていうことで、また成長していく中で徐々にやはり町民の皆様方にしっかりと根づいていくということで、町歌につきましても何らかの町民に根づいていくような、そういった方法をしっかり考えながら推進していけたらと思っております。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 書画カメラをお願いします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(7番 大牟田 直人君) Y o u T u b e、これ町長が映っていますけど、このY o u T u b eすごく私大好きなんです。最初の町長の「新宮音頭のことじゃけ、新宮の温度も熱うなりよる」というところからですね。ほんとに熱うなりよると思います。みんな盛り上がってですね、熱くなっていると思います。これ何がいいかという、いろんな団体の人がちょっとずつ踊って、

それがあったかい、町の温かい雰囲気をすごく感じて、もうすごくうれしいというか、ハッピーな気持ちになります、見るとですね。最後に、よかとこばいでしたっけ、新宮町はっていうのを町長が言われているのもあれももうすごくいいなと思っております。これが今YouTubeなので先ほど言ったように、ホームページのほうにもリンクできないかなっていうのは思っています。先ほどのレコードですね、このレコードのジャケットとかもホームページから見ることができると、昔の役場の様子、エレベーターがつく前の様子が見れるのでいいんじゃないかなと思っています。歌詞、これレコードについているやつですけど、歌詞ですね。歌詞も新宮町町歌の作詞者は新宮東小学校の校歌も作詞されている方で、作曲者は新宮小学校の校歌も作曲されている方なので、新宮小学校とか新宮東小学校とかの人もなんか親しみやすいんじゃないかなと思っています。次は、楽譜なんですけど、これ新宮音頭は若干低い音が入るんですけど、新宮町町歌はドからレまでなんです。ドレミファソラシドレまでなので、リコーダーで弾けるんですよ。リコーダーで弾けるし、鍵盤ハーモニカでも弾けるんですよ。私は、ウクレレで練習しているんですけど、今。なので、小学生とかにもすごくいいんじゃないかなと思います。歌も明るい歌なので、歌詞の途中で、相島の相という字が1番も2番も3番も出てくるんですよ。それもいいかなと思っています。躍進の町、生産の町、栄光の町、まさに新宮町のこれからの栄光を歌っている歌じゃないかなと思っています。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員(7番 大牟田 直人君) ですので、答弁は結構なんですけど、先ほど言われたように、町歌も伝える機会を増やしていただけるということなので、ぜひ新宮音頭と町歌で、私にはちょっと夢がありまして、以前、町長にも話したと思うんですけど、ふれあいの丘公園に町民がたくさん集まって、みんなで町歌を歌って、みんなで新宮音頭を踊るというそういうことができればいいなという、私夢を持っております。ぜひ新宮音頭と新宮町の町歌をみんなで明るい楽しい町をつくっていったらなと思いますのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告3番、末吉富美徳議員。末吉議員。

○議員(3番 末吉 富美徳君) マスクを外させていただきます。

3番末吉です。よろしくお願いします。

今回、2つ質問をさせていただきます。

まず、相島海底ケーブルがもたらすものということで、今回、相島と本土間で海底光ケーブルを敷設し、島内における通信環境整備を行う計画があります。海底光ケーブル敷設、島内通信環境整備後、光の特性を生かしたブロードバンド・ユビキタスネットワーク社会が実現、島民への多様なサービスの提供が可能となると考えます。次の3点について見解を伺います。1、健康福祉での遠隔診療サービスとは。2、新たな生活様式でのテレワークサービスとは。3、まちづくり観光でのフリーWi-Fiサービスとはという3点の見解をお伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 現在、国のコロナ対策で補助がつく予定になっておりますので、相島と本土間の光ケーブル敷設等に関しましては、今年度に事業者と契約を締結をし、順調に進みますと令和4年度上期ごろまでには、相島において本土側と同等の高速通信環境が整備をされ、インターネット等の利用が可能になると見込んでおります。

この高速通信環境整備により、相島の携帯電話通信環境の改善が進むことが考えられるほか、今後、普及が見込まれております、5Gへの対応も可能となってまいります。また、高速インターネット通信を利用することができるため、高品質な映像や音声通信が可能となることから、遠隔事業や災害発生時の状況を即時に確認できるなど、教育や防災に活用することなどが考えられます。さらに、相島の離島という地域資源を最大に生かした観光事業の推進や水産業の育成、効率化など、多方面において相島の生活環境改善に寄与することが見込まれるものと考えております。

そこで、1のご質問の遠隔診療につきましては、平成9年12月に厚生労働省が各都道府県知事あてに通知を出し、離島やへき地における遠隔診療が認められました。平成30年には、オンライン診療の適切な実施に関する指針が示され、さらに診療報酬改定で保険診療となり、国として推進する動きとなってきました。

現在、相島診療所では医師を福岡県から派遣していただき、在島中は昼夜を問わず島民に対する医療を担っていただいております。しかしながら、このような恵まれた環境を今後も継続できるかは不透明であります。今後ともに医療をどのように提供していくかは、検討を行わなければならないと考えております。相島に光ケーブルを整備するのに伴いまして、今後の診療上での活用も当然考えられます。医師を派遣していただいている現在の状況では、例えば、診療所医師と専門員をつないで連携して診察にあたる、診療にあたることや今後、医師の派遣が減少していった場合には、島民と医師をつないで診察にあたること、また、受診勧奨、医療相談など活用できるのではないかと考えられます。

しかし、診察の基本としては、直接対面して行われることであり、オンライン診療はそれを補

完するものとして行われることとされております。そういったことを踏まえ、今後相島における医療提供体制について、診療所医師や関係機関等を含めまして検討していきたいと思っております。

次に、2のテレワークサービスについてのご質問でございますが、現在、計画しております相島への光ケーブル敷設により、高速で途切れにくい安定した通信環境が整備されることから、テレワークを導入している企業におかれましては、相島からテレワークにより仕事を行うことが可能となります。また、本町でも将来的に高速インターネットを利用して、サテライトオフィスの誘致やコワーキングスペースの設置など、相島の人口減少対策や離島振興施策の実現に向けた環境が整備されることとなってまいります。

最後に3の観光におけるフリーWi-Fiサービスについてのご質問でございますが、相島には釣り客だけでなくウォーキング、史跡めぐり、バードウォッチングなどの観光客も多く来島いただいているところです。また、来島者によるフェイスブックやインスタグラムなどの多様なSNSを活用し、島の良さなどを紹介していただいているところですが、現在においては、通信環境が未整備のため大容量の通信が難しい状況にあります。今回、海底光ケーブルの敷設を行うことで、島の駅あいのしまを中心にフリーWi-Fiを整備することで、来島者の利便性の向上が図られるとともに、ARによる広告やプロモーションへの活用、またVRによるリアルな体験、コンテンツを合成し提供していけるものと考えております。

AR、VRについては、先ほどお配りいたしました資料をご参照ください。

今後インバウンド対策にも考慮しながら、島の集客、交流につながる観光素材としての構築に努め、島での情報収集や発信など多いに活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 末吉議員。

○議員(3番 末吉 富美德君) ARとVRの資料、ありがとうございます。

今、町長にお答えいただいて、相島の発展がより進むことを願います。

まず、先ほど言われたように、現在、オンライン診療ということで専門医と島の在住の先生が通信されているということですが、今回、高速通信整備をして5Gとかなると、画像もきれいになりますということで、今度は本土の先生と町民の患者さんが直接通信できるような考えができると思うんですね。そうすると、遠隔診療サービスっていうアプリが今たくさんあって、ネットワークで探すいろいろなサービスがアプリで出てくるんです。そのときに、島民の方がかかりつけの先生とどういうアプリを使うかっていうのは、町がこれですということではなくて、島民の方はどこの医者で通信するかわからないということがあるので、そこのアプリの選択というのは無理かもしれないですけど、やはりその家での整備を指導していただいて手続きとか、操作方法の指導もしてもらえるのかなと思いますけど。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 今、離島振興協議会で、東京のほうでそういったお医者さんが東京から各離島に発信をして、そういったサービスを行うっていう話も今、実際に使っている島もあるんですけども、やはり、東京の先生とこちらと直接そういったことをしても、今言われるように島民の人の安心、また先生自体の気持ちもありましようから、産業医大の先生に来ていただいておりますので、今、福岡県の中で飯塚病院とかいろんなそういった交流があるその大きな病院との、そういった専門医の先生方と今、来ていただいとる先生とのそういったことで進めていかれたらいいんじゃないかなと思っております。詳しいことは、またちょっと健康福祉課長から。

○議長(牧野 真紀子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 今、ご提案いただきました医師同士の分については、今、町長がお話をされたとおりでございます。へき地支援病院との連携等によって、先生が1人で診察してありますので、悩まれるような患者さんがいらっしゃったときには、意見を伺いながらできるのかなというふうには考えております。

それとあと、ご提案があった島民の方が診療所ではない、島外のかかりつけ医の先生とやりとりができるということが考えられるのではないかっていうご提案につきましては、当然そういったことも考えられると思いますけれども、そのかかりつけ医の先生側にそういった体制があるのかとか、それとそれを利用される島民側が、それを望まれるかどうかとか、やっぱり会って直接話をしないと、やっぱりお金は発生すると思いますので、診療報酬を払うにあたって画面でやりとりしただけで医療費請求されるのがどうかとか、いろんな思いもあられると思いますので、そのあたりの可能性については今後、そういった環境が整備されていく中で、他の離島で取り入れてあるところもあると聞きますので、そういったところの事例も研究させていただきたいと思っております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、末吉議員。

○議員(3番 末吉 富美德君) 今の遠隔診療に関しては、そういうふうな検討をしていただいて、島民の方の健康福祉とか治療に役立てていただきたいと思っております。

次にテレワークということで、島内にオフィスエリアをつくるのか、今、空き家対策なんかしていますけど、そこをさっき言われたサテライトオフィスみたいな形でつくって、島外の企業とかに紹介して定住につなげるということも考えられているということでもよろしいですかね。テレワークとかリモートっていうのは企業がやっていることなので、こちらからこうっていうなかなかお誘いはできないと思いますけど、やはりそこら辺も考えていただいて十分に地域の活性化につなげていただきたいと思っております。

次にフリーWi-Fiということで、福岡市がWi-Fiシティ福岡っていうフリーサービス

をやっています。当然、福岡市内でしかつながらないんですけど、やはり退職するまでは福岡市内のほうに通勤していましたので、非常に便利なサービスだなと、いろいろ使っていました。特に、今いろいろフリーWi-Fiがいっぱい出ていますけど、セキュリティ的に非常に怖いものがあるので、やはりちゃんとした企業なり行政がしているサービスが必要だと思います。やはりこのサービスによって、島の魅力とかそういうのが発信できると思いますけど、ということでこの検討もよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の休日の部活運営を地域へということでお伺いいたします。

文科省は、部活動改革の内容を休日の部活動指導に教職員が関わらなくてもよい環境を作るため、令和5年度以降、段階的に運営を地域へ移行し、「学校部活動」から「地域部活動」への転換を図ると公表しています。そこで以下の3点についてお伺いします。1、運営主体はスポーツ協会、文化協会と考えられるが、町の見解は。2、地域部活動指導者は高齢者や経験者の活用はできるのか、見解は。3、平日と休日での指導に差異が生じるのではないかと考えるが、見解は。よろしくお願いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。お答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、この学校の働き方改革、非常に喫緊の課題となっております。本年9月に開催されました第4回学校における働き方改革推進本部におきまして、この部活動改革にかかわる具体的な方針となります。部活動の段階的な地域移行というものが打ち出されました。そこで学校と地域が協働、融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールにつきまして、11月の管内教育長会において、その概要説明を受けたところでございます。ですので、部活動における今後の方向性等につきまして、具体的な協議はこれからというところでございまして、本日、十分なお答えができるかどうか心配ですけれどもよろしくお願いいたします。

ご質問の1点目ですけれども、地域部活動の運営主体がスポーツ協会、文化協会と考えられるが町の見解はということですが、当然、これまで地域の文化スポーツ活動に深くかかわっていただいております。スポーツ協会、文化協会の皆様をはじめ、関係する皆様のご協力をいただきながら、休日における地域のスポーツ、文化活動を実施できる環境整備ですとか、協働指導体制を構築するなど、新宮町においてこれまで蓄積してきた取り組みなどを生かしまして、段階的に具体化することになるというふうには考えますけれども、現時点では具体的に方向性を示すという段階にはございません。確かに、この地域部活動の運営団体の確保は重要な課題であるというふうに認識しております。

文科省が示しました文書によりますと、地域部活動の運営主体は退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型スポーツクラブ、民間の

スポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられるというふうを示されておりまして、本町におきましても町の実情に合った体制、あるいは環境づくりにつきまして、今後十分な協議、検討の必要があるというふうに考えております。そのことで、生徒にとって望ましい、そして持続可能な部活動と学校の働き方改革の両輪が、たとえ緩やかであっても着実に前進できますよう努めてまいりたいというふうに思っております。

2点目ですけれども、地域部活動の指導者に関するご質問でございますが、今回の部活動改革は、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域人材が担うというふうにされております。

文部科学省が示しました方策によりますと、これは先にも述べましたように、地域部活動の運営主体は退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員等となっておりますので、高齢者の方であったり、経験者の方も含めて、休日の部活動指導が可能な地域人材を確保しお願いすることになるというふうに考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、平日と休日での指導の差異ということですが、教師が担う平日の部活動と地域に移行した休日の部活動をいかに連動させて、平日と休日の一貫指導のための連携、協力体制をするかどう図るかということにつきましては、議員がご指摘のいわゆる指導の際も含めて、現時点で想定される大きな課題であるというふうに捉えております。

文部科学省が示しました方策では、地域部活動の指導者は部活動に参加する生徒の意向を踏まえ、指導方針や活動内容を決定する。その際、平日の学校部活動との関連を考慮する必要があるというふうにされておりまして、このことはいわゆる指導の際に配慮した部分であるというふうに捉えております。さらには地域部活動の指導者が、生徒のスポーツ、文化への興味関心の向上やあるいは体力、技能の向上に資する指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえて、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましいとも示されておりまして、運用段階においては、平日と休日の部活動のスムーズな移行に向け、ほんとにこれ大きな課題ですが、生徒のためにしっかりと検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 末吉議員。

○議員(3番 末吉 富美德君) はい、ありがとうございます。

何度か部活動についてお伺いしていることでありますし、学校の生徒のために部活動が必要というのは当然わかっていますが、教師の方々の献身的な指導で休日もないような指導で、教師の職員の方も大変苦勞されていると思います。でも、やはり今回文科省が出したように、当然、当面は休日だけの指導を民間とか、地域に移したいという意向でしょうけど、近い将来的には、

全体的に地域主導型とか地域総合型に変換していくと思われませんが、そのところはどうか。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) 現時点では、あくまでもその部活動は、学校教育の一環という位置づけで、いわゆる学習指導要領に位置づけられた活動ですので、今のような形で取り組みが進んでいくというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように働き方改革というところの関連でいきますと、月曜日から金曜日まではいわゆるこれまでのような学校部活動、そして土日が地域部活動、いずれ部活動のあり方そのものがどうなっていくかという分もありますけれども、少なくとも学習指導要領に位置づけられているという限りは、今のような形でいくのかという部分と、ですけれどもこういった中で、月曜から金曜そして土日、いわゆる運営が連携が非常に難しくなる部分はありますけれども、その辺のあり方はしっかりと工夫していく必要があると思いますし、部活動のあり方そのものも見直す必要も出てくるかなと。学校教育の一環とはいえですが、あり方そのものも見直す必要があるというふうに思っております。

○議長(牧野 真紀子君) 末吉議員。

○議員(3番 末吉 富美德君) そうですね。やっぱりまず、学校教育ということの枠からは、なかなかみ出せないという現実だと思います。しかし、やはり今回のコロナ禍で部活も思うように運動できなかったということも考えれば、外に出ていろんな交流を深められたらよかったのかなと思いますし、今後、まだ公表されたばかりで、具体的な案は何もないと、今から検討されるということで、生徒の身になる、ためになる運営の意向という形で取ってもらいたいと思いますので、そこを今後、地域部活動の指導者というのを今から探さなくちゃいけないと思いますけど、多分今年には部外指導者っていうのは、誰もいなかったような気がするんですけど、やはりそのことに関しては、今後の移行に関しては、広い人材の育成というんですか、幅があつたらいいと思いますので、そのところしっかりと具体的な案を出していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 通告4番、温水眞議員。温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。時間も押し迫っていますので、簡潔にいきたいと思います。

私の質問事項は、特定健診の受診率を上げるための施策は、ということでお伺いいたします。

通告書を読み上げます。

新宮町の特定健診の受診率は、ここ数年3割をやや上回った状況が続いています。県平均も同様の状況であります。先日議員合同研修会を行いました久山町は、多少の差はあるものの60パーセント台半ばで推移していると伺いました。病気の早期発見・治療をすることが、町民の健康のため、また医療費の削減につながると考えます。そこで、次のことを伺います。

1つ、令和2年3月末の国民健康保険被保険者数は4,883人と聞いております。39歳以下、40歳から64歳、65歳から74歳の3つの区分に分類して、各々3月末の被保険者数と構成比、②令和2年度の特特定健診対象者数、受診者数及び受診率、これは直近の数字で結構でございます。

1つ、現在本町は、高齢化率も県内で2番目に低く、介護認定率も、県平均に比べて低水準であります。後期高齢者の1人当たりの医療費は、全国平均のおよそ1.3倍、正確には1.25倍ですけれども、後期高齢者になる直近の65歳から74歳の世代に対して前回の受診データ等を同封するという事などで受診勧奨になると考えますが、見解はいかがでございますか。

1つ、特定健診の受診率を上げるために、周知の方法、健診内容の変更などが考えられますが、町として何か具体的な施策があればお伺いをいたします。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。一応質問の内容が数字的な報告もありますので、一応、担当の課長に答弁をまず1通りさせます。

○議長(牧野 真紀子君) 住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) お答えいたします。

議員さんご質問の特定健診ですが、医療制度構造改革の取り組みとして、新たな健診、保健指導と生活習慣病対策を取り入れ、国民皆保険制度を持続可能なものとするため、平成20年度から各医療保険者に義務化された制度でございます。特定健診の対象は40歳から74歳までの被保険者となっておりますが、新宮町では独自に20歳から39歳までの方についても、疾病の早期発見、生活習慣の早期改善に取り組むことを目的として、健診を行っていることを申し添えます。

ご質問の1点目についてお答えいたします。

①の令和2年3月末の国民健康保険被保険者とその構成比は、被保険者数4,883人のうち、0歳から39歳は1,404人の29パーセント。40歳から64歳は1,398人の29パーセント。65歳から74歳は2,081人の42パーセント。

②の令和2年度の特特定健診対象者数、受診者数及び受診率ですが、特定健診の対象者は当該年度の間、国民健康保険の資格を有してある方となり、年度途中で資格を取得されたり喪失された方は、受診率の対象にはなりません。令和2年度はまだ年度途中でございますので、9月末現在の速報値で特定健診対象者数3,350人に対し、受診者374人、受診率11.2パーセントとなっております。年度途中でございますので、年齢別の受診率はまだ把握できておりません。

2番目の新宮町後期高齢者医療1人当たりの医療費は、平成29年度119万5,839円。30年度122万445円。令和元年度125万3,400円で推移しており、全国平均を大き

く上回っております。1人当たりの医療費が高い水準になっている原因として考えられることは、生活圏における医療提供体制が充実していること、また被保険者の約6割が単身世帯であることなどのさまざまな要因が複合的に結びついた結果ではないかと分析しております。しかしながら、身近な医療機関で早目に受診されてあることで、重症化予防につながり、自立した日常生活ができる方が多いということで、新宮町の介護認定率が低いのではないかと推察しております。

そこで、議員さんからご提案の前回受診データの送付についてですが、本町では、受診された方には3年前までのデータを含めた健診結果を送っており、前年の健診で重症化予防の保健指導を行った方に対しては、健診の勧奨を行っております。しかしながら、さらに受診率を上げるために、議員さんご提案の受診勧奨についても方法等も含めて、今後検討したいと思っております。

3番目の特定健診は、まず対象者の方に6月ごろ一斉に受診券を発送しております。また、健診の日程、健診の内容のわかる一覧表を広報の折り込みとして全世帯へ発送しており、広報の記事につきましても年5回とホームページにも掲載しており、ポスターを町内医療機関、商業施設、銀行などに掲示依頼をしており、チラシを保護者の方への周知として町内保育所、幼稚園、小中学校へ配布しております。健診内容については、特定健診の必須項目以外の検査項目も町独自で行っており、骨密度検診や歯科検診も同日に行い、健診の日程も増やしていくなど、受診率向上につながる取り組みを行っておりますが、さらに充実した総合健診となるよう工夫していきたいと考えております。

個別の周知として、40歳の新規対象者の方には、健診の案内を行っており、また昨年度より特定健診不定期受診者の方に対し、受診勧奨の通知を行い、昨年は85名の方に受診いただいております。ほかに受診率向上の施策としましては、平成30年度より特定健診未受診者の医療情報収集事業を国保連合会に委託しており、特定健診の未受診者のうち医療機関で治療中の被保険者の健診項目に係る検査データ等を医療機関から収集し、ご本人の同意を得て受診率に反映させております。令和元年度は19名の方の情報を受診率に反映させております。

来年度の新たな取り組みとして、住民の方にITを活用し、メールでの受診勧奨の導入を検討しておりますので、受診率の向上につながるものと考えております。現在も町内の医療機関へ通院される患者さんに、特定健診を勧めていただくようお願いをしておりますが、健診の必要性、大切さをさらにお伝えいただくなど医療機関との連携が必要だと思われれます。保険者として増え続ける医療費を適正化し、被保険者の健康維持を図るため、今後とも受診率向上や生活習慣病の予防対策を講じていきたいと考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。いろいろ縷縷ご説明いただきまして、私ずっと以前のことはちょっとよくわからないので、ちょっと初めて伺ったこともあるんですけど、昨年もちょっと同じ

ような高齢者1人当たりの医療費とかという問題をお伺いしまして、同じような回答だったのでわかっているんですが、4,000人ぐらいいらっしゃるって、国民健康保険の被保険者数、それが大体30パーセント、30パーセント、40パーセントというような構成になっていると。昨年度の特定健診の受診者数、私ちょっと勘違いしていました。今年ってということでお伺いしましたけど、これはいいんですけど、昨年度の報告では被保険者数が大体3,200人弱ぐらいおられて、健診の受診率が33.8パーセントということだったんですね。目標がたしか40パーセントだったと思うんですよ。この令和2年度は45パーセントという目標を最初に予算特別委員会のおきにお伺いしていますので、記憶に残っているんですけども、先般の9月の決算特別委員会で、7月中これ昨年のごとですよ、7月の末から11月ぐらいにかけて計24回ですかね。健診を1会場でやられているということで、そして封書でインパクトのある封書でもって、現場の方はものすごく努力をされているということは重々理解しているんです。そしてそれで、そのときにウェブの予約が900名ぐらいあって、それがほとんど30代、40代ぐらいということで、若い方にも告知効果があっているということも伺っています。その時にひっかかったって言ったらちょっと語弊がありますが、健診をやってコーションが出たときに、その方に対して受診勧奨をすると要は、来てもらっているということで、そういう効果があっているということによく聞いているんです。今のやり方も一定の規制ルールにのっとってやられていることはわかっているんですけども

○議長(牧野 真紀子君) 12時になりましたが、このまま会議を続けます。

○議員(2番 温水 眞君) すいません。失礼しました。

6次計画で目標を60パーセントぐらいに設定されたと思うんですけども、現状の30パーセントの低率と言ったらおかしいんですけど、30パーセントちょっとぐらいのところをいきなり60パーセントにもっていくと。あれは前期計画5年ですので、単純に言って、1年で5パーセントずつアップしていかないといけないというふうに思っているんです。先般、これは私のほうからの提案なんですけども、久山町にちょっと議員の合同研修というのがありまして、僕初めて行きまして大変勉強になったっていうか思うんですけども、九州大学と以前からのコラボでいろいろやられているということは知っていたんですけども、町の開業医さんと連携をして健診事業を行っている。40歳以上の方の住民の方が5割以上とおっしゃっていましたが、毎年健診に来られて、5年に1回の一斉健診では、受診率の目標を80パーセントに設定してるというふうにおっしゃってました。ここはポイントだと思うんですけども、健診の当日に医師がこれは九大関係の方だと思うんですけど、常駐されてそしてその日に血液検査を行って、そして帰り際には、医師の判断で健診の方に医療結果を報告するというようなことで、非常に今のその健診率が高いんだというお話を伺ったんですね。それで、現状は新宮町も8月末から、昨年あたりで

すと12月まで1会場で24回ですかね。4か月間、9、10、11月がメインだと思うんですけど、それで1,200、300人という、大体50人ぐらい、1回あたりがですね。それはでこぼこありますよ、時期によって。と思うので、例えば会場を今のシーオーレだけじゃなくて、あそこのふれあいですか、これ物理的にできるかどうかという問題はあると思うんですけど、そういう形に2会場にして、要は医師に契約をするなりして、8回なり6回なり、合わせると2会場ですと掛けの2になるんですけど、そういう感じで血液検査を行ったりとかして、当日に健診結果ができる部分だったら、お渡しできるというような形のやり方をすれば少なくとも今の30数パーセントが45パーセントぐらいにはいくんじゃないかなというふうに、単純に思っているんですが、いかがでございますか。よろしくをお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、町長。

○町長(長崎 武利君) はい。健診の目標が第6次、60パーセント。これは国からの何かそういう指令もあったというようなことを、聞いてですね、私もそれに向かってあくまでも目標ですから努力をしていかなければいけないと思っております。ただ、今、久山町のおっしゃいましたが、久山町は歴史的にやはり土地自体が90パーセント市街化調整区域で人口抑制をずっとやって、その間、町民の健康管理、それを九州大学病院と連携をとられてきているわけで、そういった中で、健康センターに九州大学病院の先生がもう常駐してあるというようなことで、歴史的にそういった健診のそういうあれがございまして、ただ新宮町は今、ポスターとかチラシとかってというようなことで、ただ目で訴える状況で耳で聞くってことは何もしてきてなかったというようなことで、これからやはり医療関係、病院の先生から直接、やはり検診を受けなさいという啓発活動、先生にお願いをしていくことも大事やないかなと思っております。そういったことをこれからもやはりやって、保健師等がずっとそういった廻ることも、そういうあるんですけど今の保健師の仕事の中でちょっとそこまでちょっとお願いができない状況でございます。そういったこともございまして、受診率アップ、それと今の制度、平成30年からですかね、3年間になるんですけど、2業者だったのを1業者にして結局、前はそういう戸惑いがあったというようなことも聞いて、ただ、公民館受診をやめてシーオーレ1本にして、だから公民館でどうしても受けたい方々は、やはりこっちの行政の車でそういった搬送をするってというようなことは現在もやっておりますけどですね。これは少し継続をしていかないと、今、少しずつ伸びてきていますので、健診率が。私は、この今の方法で継続していけば少し増えてくると。また、それ以上の60パーセント近づくためにはどう努力するかっていうと、ちょっと担当課長に。

○議長(牧野 真紀子君) はい、住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) はい。受診率向上に向けての取り組みを毎年健康福祉課のほうとも協議しながら、新たな取り組みを導入しているわけなんですけど、なかなか伸びないというのが現状

でございますが、受けられていない方にちょっとお聞きしたところ、やはりかかりつけ医にかかっているから、もう自分は大丈夫だからと思っている方も多いように聞いておりますので、ぜひかかりつけ医、町内の医療機関とその辺検診の項目をその受診の際に入れてもらうとか、データをいただくとか、健診を進めていただくなど積極的に再度お願いしながら、受診率向上に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(牧野 真紀子君) 温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。例えば介護があるやないですか、介護と医療は別ですけどね。800人ぐらいいらっしゃるんですかね、認定者は。ちょっと数字は定かではないですけど、介護を受けられている方がやっぱり月12万ぐらいですよ。そうすると140、4、5万ということで、さっきの医療費の問題のほうが高いんですけど、そういう立場やった方にいろいろ言うことはないんですけど、これはきちっとやっぱりサービスしなきゃいけないんですけど、要は、今18.云々とちょっとの高齢化率ですけどやっぱり10年、20年後は30パーセント、35パーセント。出世率が下がればですよ、もっと。もっと上がっていくんですよ。だから、今現在の要するに、75歳以上の後期高齢者がいかに健康に過ごせるかっていうのが1番ポイントですよ。介護の認定を受けられている方は、9割近くがやっぱり75歳以上なんです。ですから、直近の65歳までの方に対して特にターゲットを絞るなりして、受診勧奨をすることを考えたかどうかというのと、新宮町というのは、やっぱりヘモグロビンA1cとか、それからコレステロールというようなメタボ予備軍が多いということが何かのときにちょっと報告があったと思うんですけども、それはやっぱり65歳以上の方は、もちろん50代でなるケースもありますけど、この辺をよく考えてもらって、私がたまたま医師との契約というのは、一つの案を言っただけであとはやっぱりコストというよりも要はそれが実行できるかどうか。例えば、先ほど公民館の話もちょっとされましたけど、前回なんかの会議の時に公民館でやったらどうですかって言ったら、やっぱり効率の面でということと受診率が高くないということなんです。私のいる自治区で伺ったところ、公民館をやめたのは、なかなかやっぱり—————(6字取り消し)行きにくいと。だから、今までやっていた3つのところを1つに絞ったらどうですかっていうような意見もあったんですけど、それがどうかということはちょっと別問題としてですね。やっぱり、その日に判断ができて、そういうふうなことを考えれば、すぐ来年、再来年ということではないにしても受診率も上がっていくだろうし、健康管理も自覚されると思いますし、その辺を考慮してもらったほうがより受診率は上がっていくんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしく願いしておきます。

○議長(牧野 真紀子君) 先ほど、ただいま温水議員の発言について、ちょっと不適切な発言がありましたので調査して善処いたします。今の質問に対して町長の答弁は。

○議員(2番 温水 眞君) 簡単に答えてもらったらいいです。

○議長(牧野 眞紀子君) いいですか、町長。

○町長(長崎 武利君) 医師の常駐っていうあれについては、ちょっと健康福祉課長に、ちょっと医師との関係がありますので。

○議長(牧野 眞紀子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) はい、いろいろとご提案をいただきましてありがとうございます。

医師の常駐につきましては、ちょっと非常にクリアしないといけない課題が多ございますので、今すぐできるともできないともちょっとお答えしにくいんですけども、先ほど住民課長が言いましたように、健診の受診率向上につきましては、もう考えられるあの手この手をかなり駆使しているいろいろやっております。検診を受診された方には特典カードとか、こんないいことがありますよとかいうマーケティングの手法まで取り入れているいろいろやっておりますけれども、なかなかうまくいっていないというのが現状でございまして、全国の受診率が30パーセント台で推移しているっていうのも、恐らくどこの市町村もあの手この手いろいろ使っても結局、最終的には町民の皆様が自分の健康をどう考えられるか、健康なときに健康であることの有り難さっていうのはなかなかわからないんですけども、おっしゃるように生活習慣病ですよ、糖尿病とかコレステロールとかいうのはですね。やっぱり若いころからどういうふうに住生活をするかが非常に大事になってきますので、このあたりにつきましては、私どもも健康増進計画を持っておりまして、健康増進計画の推進委員会で町民の皆様はどうやったら皆さんが健診を受けてくれると思えますかっていう、町民の声も今聞かせていただきながら受診率向上に向けて頑張っておりますので、どうぞ今後とも議員の皆様にもご協力いただいて、こうするとちょっとでも上がるんじゃないかなっていうご意見がありましたら、どうぞまたお寄せいただければありがたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議員(牧野 眞紀子君) はい。暫時休憩いたします。

午前12時14分休憩

.....

午前12時16分再開

○議員(牧野眞紀子君) 再開いたします。

温水議員の不適切な発言に対して、ここの場で温水議員の訂正を求めます。

温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。車の都合がつかないということで訂正させていただきます。

失礼いたしました。

○議長(牧野 真紀子君) はい、わかりました。よろしいですかね。

以上で一般質問を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午前12時17分散会
